2　測定器の条件

⑴　副次的に発する電波等の限度（以下この表において「副次発射」という。）探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数幅	30MHzから４GHz
分解能帯域幅	副次発射周波数1,000MHz未満の場合、100kHz 副次発射周波数1,000MHz以上の場合、１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　副次発射測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	副次発射周波数1,000MHz未満の場合、100kHz 副次発射周波数1,000MHz以上の場合、１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の約３倍
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

試験周波数を連続受信する状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑴のように設定して掃引し、30MHzから１GHzまで及び１GHzから４GHzまで掃引して副次発射の振幅の最大値を探索する。

⑵　探索した値が設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、探索した値を測定値とする。

⑶　探索した値が設備規則に規定する許容値の１／10を超える場合は、副次発射の周波数を求め、スペクトル分析器を２⑵のように設定し、平均化処理を行ってバースト内平均電力を測定する。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

⑵　設備規則に規定する許容値の１／10を超える場合は、すべての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合であって、それぞれの空中線端子の測定値の総和を求め、その値が設備規則の規定値を同時に電波を発射する空中線の数（以下この表において「空中線の数」という。）で除した値の１／10以下の場合は、最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載し、かつ、それぞれの空中線端子ごとに最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

⑷　複数の空中線端子を有する場合であって、それぞれの空中線端子の測定値の総和を求め、その値が設備規則に規定する許容値を空中線の数で除した値の１／10を超える場合は、すべての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載するとともに、それぞれの空中線端子ごと最大の１波を周波数とともにnW単位で記載する。

6　その他

⑴　擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。ただし、試験機器が75Ωの場合はインピーダンス変換器を用いる。

⑵　スペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を高周波電力計及び信号発生器を使用して確認する。

⑶　スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「ＲＭＳ」を用いることができる。

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第７８号

栃木県佐野市赤坂町44番地　メゾン赤坂Ａ201、前住所栃木県佐野市小見町941番地10

債務者　小松　智枝

1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで

5　免責審尋期日　平成21年７月17日午前11時45分

宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第８８号

栃木県足利市鹿島町549番地

債務者　青木　　隆

1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで

5　免責審尋期日　平成21年７月17日午前11時45分

宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第８９号

栃木県足利市猿田町12番地14

債務者　茂手木俊夫

1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで

5　免責審尋期日　平成21年７月24日午前11時

宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１３８２号

横浜市緑区鴨居町2458番地　メゾンカワト101号

債務者　浦田真富香

1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで

5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後４時30分

横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６５２号

埼玉県蕨市中央３丁目５－１－713

債務者　清水　英夫

1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで

5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６５３号

埼玉県坂戸市元町53－１－403

債務者　野澤　良安

1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで

5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６６５号

千葉県市原市山田橋３丁目２－10－201

債務者　飯島のぞみ

1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで

5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部